

令和5年度公立大学法人奈良県立医科大学  
障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 5年 7月31日

(目的)

第1 この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下、「法」という。)第9条の規定に基づき、障害者の自立の促進に資するため、本法人が行う物品及び役務(以下、「物品等」という。)の調達に際し、県内の障害者就労施設等(以下「施設等」という。)からの調達の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、本法人が発注する物品等の調達とする。

(対象となる施設等)

第3 この方針の対象となる施設等とは、次のとおりとする。

(1) 法第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等

(ア) 障害者支援施設

(イ) 地域活動支援センター

(ウ) 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)

(エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)

(オ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成25年政令第22号。以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)

(カ) 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)

(キ) 在宅就業障害者

(ク) 在宅就業支援団体

(2) 施設等に対して物品及び役務の調達の斡旋又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(推進体制)

第4 施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、法人企画部財務企画課が中心となり、全学的かつ計画的に推進する。

(調達目標)

第5 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、第6の規定に基づき、施設等からの調達の推進に努めるものとし、令和5年度の調達目標額を、前年度の実績(63,703千円)以上とする。

(調達の推進方法)

第6 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達機会増大の配慮

施設等からの物品等の調達にあたっては、次の事項について配慮する。

(ア) 物品等の調達が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性について検討すること。

(イ) 物品等の調達について、施設等からの調達が可能となるよう、できる限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。

(ウ) 機能、規格等必要な事項について、施設等に対し十分な説明をすること。

(2) 随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に際しては、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程施行細則第4.15(8)の規定に基づき、随意契約による受注機会の増大に努めるものとする。

(3) 調達の推進に必要となる情報提供

法人企画部財務企画課は、法人内の各所属に対し、施設等が提供する物品等の内容など、学内ホームページ等を通じ必要な情報提供を行う。

(4) その他

各所属が実施するイベント、各種行事等での記念品等の購入において、施設等からの調達に努める。

(調達方針・実績の公表)

第7 法人企画部財務企画課は、年度終了後、調達実績を取りまとめ、その概要を集計し、ホームページ等に公表する。